誓約書

一般社団法人　大阪府宅地建物取引業協会　会長　殿

公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会　大阪本部長　　殿

　私儀、今般、入会の申込みにあたり、入会申込時並びに会員として承認された上は、下記事項を遵守する

ことを誓約いたします。万一、下記事項を遵守しない場合及び違反した場合は、定款他諸規程に定める処分（除名等）を受けることがあっても異議を申しません。

１．入会諸手続を完了し免許証の交付をうけるまでの間一切の営業行為はいたしません。

２．宅地建物取引業法、関係諸法令及び貴協会定款等諸規程を遵守いたします。

３．自主行動基準を遵守し、公正な取引を行います。

４．貴協会の名誉を傷つけたり、信用を失墜する行為はいたしません。

５． 消費者及び取引関係者との業務上紛争の防止に努め、事故を起こさないよう細心の注意を払います。また、当社従業員の行いました行為についても個人代表者または法人として責任を負います。

６．暴力団組織及び構成員等にかかわりをもちません。

７．会費等は遅滞なく納入いたします。なお、会費未納等により定款に定める処分を受けても

異議を申しません。

８．貴協会が行う各種諸事業には、積極的に参加いたします。

９．宅建業法で定める法定研修（不動産業務研修会）、新入会員講習会及び支部機関が実施する

研修会等に出席し自己啓発に努めます。また、専任の宅地建物取引士をはじめ従業員にも

これらの研修会を受講させ自己啓発に努めさせます。

10．不動産の表示に関する公正競争規約を遵守いたします。これに反した場合は、（公社）近畿地区

不動産公正取引協議会より処分を受けても異議を申しません。

11．屋外広告物法施行条例に違反する行為（電ビラ等）や街の美観を損ねる立看板等広告物の掲示は

一切いたしません。なお関連団体よる撤去・廃棄等どのような処置を受けるようなことがあっても

異議を申しません。

12．入会審査の結果、入会が認められなかった場合は、審査結果の内容及びその理由について問うこと

はいたしません

13．弁済事案を発生させた場合は、個人情報について官公庁や関係団体等に公開されても異議を申しま

せん。

　上記事項を確認した上で、署名押印いたします。　　（注）署名は必ず自筆ですること。

　　　年　　　月　　　日

商号 又は 名称：

代　表　者　　氏　名：　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　政令の使用人　：　　　　　　　　　　㊞

専任の宅地建物取引士：　　　　　　　　　　　　㊞

※代表者の押印については、法人は会社印、個人は代表者の個人印にてお願いします。

　政令の使用人及び専任取引士については個人印にてお願いします。